

MY企業年金通信

No. 2016-04

明治安田生命保険相互会社
 総合法人業務部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
		厚生基金	DB	DC	その他
1	【制度関連】短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について		DB	DC	その他

ポイント

平成24年法律第62号「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「年金機能強化法」）中、平成28年10月施行事項となっている短時間労働者に対する厚生年金保険の適用範囲拡大に伴い、DB規約の一部変更が必要となるケースがあります。

1. 短期時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について

年金機能強化法では、「被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正すること。」「社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備えること。」を背景として、短時間労働者への厚生年金保険等の適用範囲が拡大されました。

< 具体的内容 >

現行

週 30 時間以上



短時間労働者への適用拡大

(①に加え、②～⑤を満たすこと)

①週 20 時間以上

+

②月額賃金 8.8 万円以上

③勤務期間 1 年以上

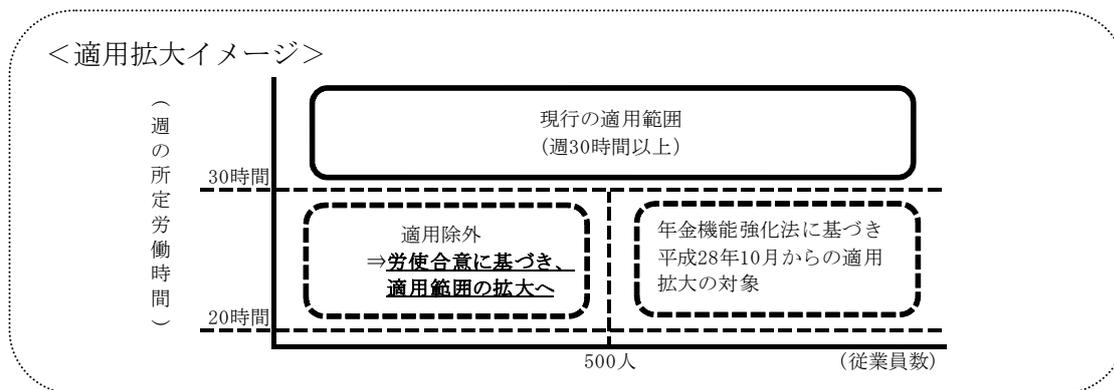
④学生は適用除外

⑤従業員 501 人以上の企業 (※)

※現行の適用基準で適用となる厚生年金保険の被保険者の数で算定。

なお、年金機能強化法では従業員 501 人以上の企業に限定されていた、短時間労働者への厚生年金保険の適用範囲拡大については、500 人以下の企業でも労使合意に基づき適用拡大を可能するよう、

第190回国会にて「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」として、法律案が提出されましたが、第190回国会では成立せず、衆議院厚生労働委員会にて継続審査となっておりますが、次の国会にて成立する方向かと思われます。



2. DB規約の一部変更が必要となるケース

平成28年10月以降は、一週間の所定労働期間が20時間以上であり月額賃金が88,000円以上であるなどの要件に該当する短時間労働者は、従業員が常時500人以下の事業所に使用される者を除き、厚生年金保険の被保険者になるため、規約に定める加入者の範囲を「厚生年金保険の被保険者」としている場合には短時間労働者も加入者に含まれることになります。

このため加入者の範囲について、「実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者から〇〇規程に定める嘱託、パートタイマー、臨時に雇用される者等を除く。」と加入者を定義されている場合には、規約において加入対象から除外すると規定している嘱託、パートタイマー、臨時に雇用される者等（前記例の場合）が短時間労働者を包含しているかをご確認ください。**短時間労働者を包含していない場合で、かつ、短時間労働者を加入対象としない場合は、加入者から除外する者の範囲を再定義する規約変更を行なう必要があります。**

また、標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます。規約で給付算定の基礎となる給与等を「標準報酬月額」と規定している場合には、規約を変更することなく規約に定める標準報酬月額の等級も追加されることになります。

なお、同法施行に伴い就業規則の変更を行なう場合には、就業規則の届出を行なう必要がある場合がありますのでご注意ください。

当該法改正に伴い、規約変更を行なう必要がある場合やご不明な点がある場合には当社担当あてにご連絡ください。

以上

**【当社幹事/総幹事ご契約者様向け】
厚生年金被保険者の適用拡大に関する確認（例）**

適用拡大前の基準における厚生年金被保険者数 \geq 501人ですか？

YES ↓

NO ↓

対象外です

短時間労働者には従来の厚年被保険者と同じ職種に含めますか？

YES ↓

NO ↓

就業規則・DB規約等において短時間労働者を同一職種の旧厚年被保険者と同じ取扱いをしますか？

NO
→

短時間労働者に係る就業規則を当社担当者へ送付ください

YES ↓

一般的にDB規約・就業規則等の変更は不要と思われます

短時間労働者が含まれる職種をDB制度加入者として含めますか？

↓

YES ↓

NO ↓

短時間労働者が含まれる職種はDB制度加入者ですか？

DB規約の変更対応等の対応が必要です

DB規約では加入者となる職種が限定列挙されていますか？

NO ↓

YES ↓

↓

NO ↓

YES ↓

加入手続きは不要です※

10月1日以降の規約に定める日付にてDB制度加入手続きが必要となります

DB規約の変更が必要な可能性があります

DB規約の変更は不要です

※同一職種内にDB加入者と非加入者を混在させる場合にはDB規約変更が必要となる場合があります。